

保育所民営化に関する基本方針

《平成 20 年度 改訂版》

名張市 健康福祉部

1. 保育所をとりまく状況

(1) 増加する入所希望者

共働き家庭の増加や核家族化の進行等を背景に、名張市の保育所入所児童数は低年齢児を中心に近年増加の一途をたどっている。

これに対し、施設整備や遊戯室を保育室に転用することにより、入所枠の拡大に努めてきたが、それ以上に入所希望者が増え続けている状況である。

保育所入所児童数推移（単位：人）

	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20
保育所定員	1,285	1,285	1,325	1,335	1,365	1,365	1,335	1,355
入所児童数	1,283	1,278	1,321	1,381	1,435	1,438	1,445	1,422
3歳未満児	366	370	380	416	465	449	436	451
3歳以上児	917	908	941	965	970	989	1,009	971
待機児童数	50	34	45	63	15	64	56	44
3歳未満児	50	34	45	62	15	64	47	44
3歳以上児	0	0	0	1	0	0	9	0

各年度 10月1日現在

(2) 多様化する保育ニーズ

名張市では、保護者のニーズに対応するため、保育時間の延長等の特別保育事業を積極的に推進してきた。現在、午前8時から午後6時までの長時間保育を全園で、午前7時15分から午後7時15分までの延長保育を4園で、午前7時から午後8時までの延長保育を1園で実施している。また、保護者の病気や急用、育児疲れ等により一時的に保育を必要とする児童を対象に、14年度より全園で1日1~2名を限度とした一時保育を実施しているほか、16年度からは名張西保育所で休日保育を開始したところである。

しかし、平成16年度に策定した次世代育成支援行動計画におけるアンケート調査では、保育時間のさらなる延長や、延長保育実施園の拡充等、より一層の保育サービスの充実が求められていることが

明らかになっている。そのため、今後とも、「子どもを安心して産み育てられる環境づくり」に向けた取組をさらに推進し、増大・多様化する一方である保育ニーズへの対応を図っていく必要がある。

(3) 職員の状況

現在、保育所では、正規職員・臨時職員（朝夕のパートを含む）合わせて407名の職員が勤務しており、その4分の3以上を臨時職員が占めている状況である。

職員数内訳（平成20年4月1日時点）

正規職員	保育士	78人
	給食員	17人
臨時職員	7.5H保育士	101人
	6H保育士	58人
	朝パート	53人
	夕パート	77人
	給食員	22人
	看護師	1人
合計		407人

(4) 保育料について

保育料については、国がその徴収基準額を定めているが、保護者の負担を考慮し、各市町村ではおおむね国基準の7割から8割程度を目途に独自に保育料を設定している。名張市においても、19年度実績で国基準の75.7%となっており、差額は市が負担している。

(5) 運営コストの状況

保育所の運営経費については、児童の年齢等に基づき、国がその基準額を定めている。これは、職員配置や設備面等に係る国の基準を満たすために必要な経費であるが、平成15年度まではこの基準額から国が定める保育料徴収額を差引いた残額に対し、1/2を国が、1/4ずつを県と市が負担することとされてきたところである。しかし、国の三位一体改革により平成16年度から公立保育所に対する国・県負担金制度が廃止され、交付税により措置されているものの大幅な歳入減は避けられず、その負担は市の財政を圧迫している

状況にある。

保育所運営費の推移（単位：千円）

区分		年							
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
保育所運営費の内訳	国・県負担金	284,723	304,833	322,928	329,909	3,142	1,134	1,851	1,288
	保育料 (保護者負担額)	261,347	283,927	270,188	285,578	295,324	340,548	345,692	348,573
	市負担金	629,281	665,590	698,738	675,715	1,019,147	1,140,025	1,054,620	971,627
	延長保育等実施に係る国・県補助金等	61,965	61,261	60,586	48,040	45,951	4,097	18,498	15,736
保育所運営費総額		1,237,316	1,315,611	1,352,440	1,339,242	1,363,564	1,485,804	1,420,661	1,337,224

平成16年度より、公立保育所の運営に係る国からの財源措置として、普通交付税や税源移譲が措置されています。

2. 保育所民営化の趣旨

保育所の民営化を進める背景には、近年著しく増大・多様化する保育ニーズに対し、今後ともさらなる対応を進めていく必要がある一方で、現在の非常に厳しい財政状況の中、保育所運営に多大な市負担を要しており、直営方式での事業推進がコスト的にも限界にきている。

民営化の推進は、このような厳しい環境のもとで、今後とも子どもを安心して産み育てられるまちづくりに向けた取り組みをより一層進めていくための打開策であり、多様なサービスの提供を効率的に行うことが可能な民間活力を導入し保育ニーズへの対応を図るものである。

3. 民営化後の保育料、保育内容について

児童福祉法により公立保育所・民間保育所を問わず、保育料の設定・徴収や、国・県からの負担金の受け入れは市町村が行うこととされている。民間保育所の運営は、それらの財源をもとに市町村が支払う運営費によって賄われており、民間保育所が自ら保育料の設定や徴収をすることができないため、民営化によって保育料が値上がりするとい

ったことはない。

また、保育内容についても、職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うという基本的な部分で、民間保育所と公立保育所の違いはない。実際に民営化を行う際には、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるよう現場での引継ぎを十分に行ない、円滑な移行に努めるとともに、保育内容のチェック等、移管後のフォローにも配慮する。

4．民営化のモデルケース

民営化の推進にあたっては、その第一段階として、平成16年度よりモデル的に国津保育所の保育業務を学校法人に委託したところである。

また、20年度からは箕曲保育所を学校法人が新たに設立した社会福祉法人に移管した。

ともに、地域、保護者及び関係者の方々のご協力も得ながら、順調に保育所運営を行っていただいている。

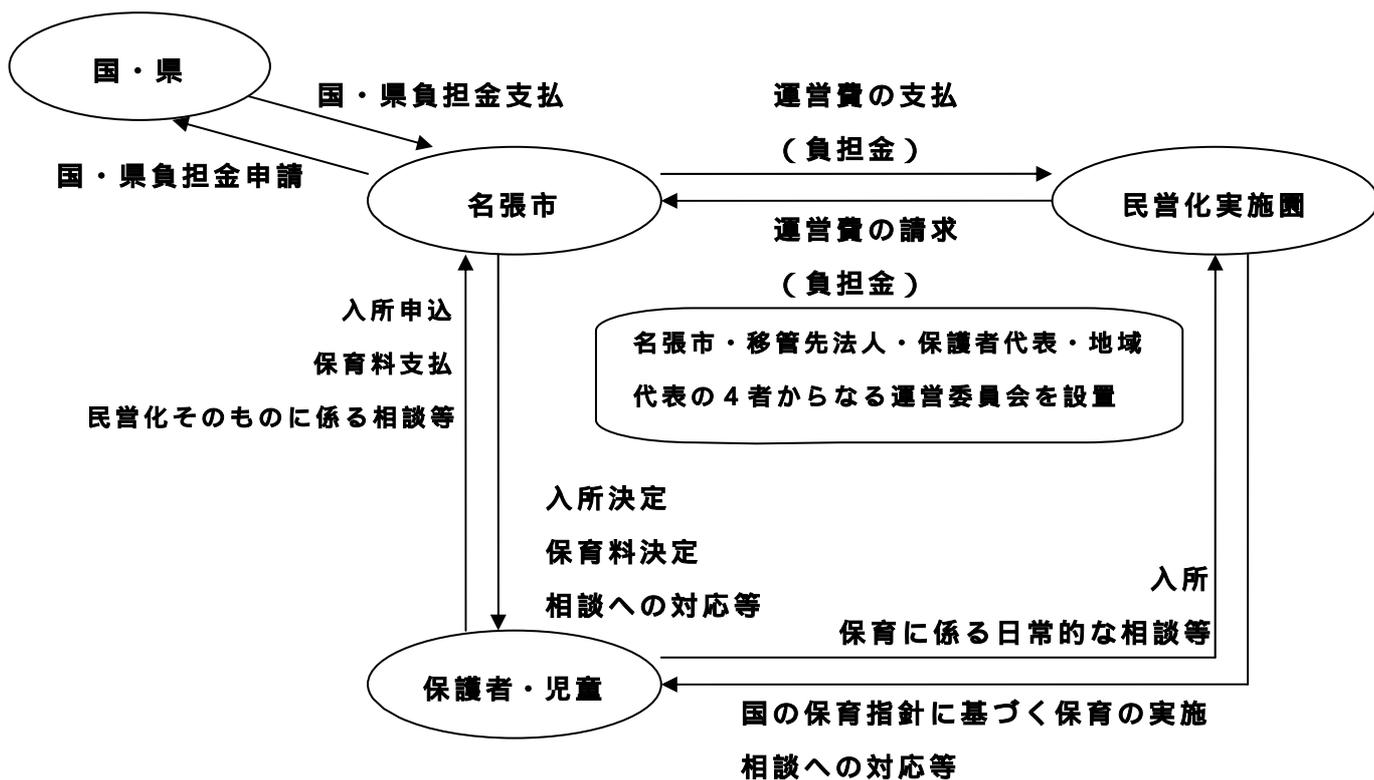
5．民営化の範囲、手法について

(1) 基本方針

保育所の民営化は、多様なサービスの提供を効率的に行うことが可能な民間活力を導入し、保育ニーズへのさらなる対応を図るものであり、今後、順次実施していく。

障害児保育や家庭支援推進保育、地域における子育て支援センター的な役割等については、一定の知識や経験を要することから、民間での円滑な実施を図るため、十分に配慮し民営化を進めるものとする。

民営化実施園における保育所運営が適切に行われるよう、名張市・移管先法人・保護者代表・地域代表の4者からなる運営委員会を設置し、よりよい保育の実施に向けた意見交換を行う場を設ける。



(2) 民営化実施保育所の選定基準

平成 22 年度から保護者や地域住民の理解を得られるなど、民営化推進の条件が整った園から実施していく。

なお、行政における保育行政の質を維持するとともにモデル事業の実施など効果的な施策の展開を図るため、拠点的な公立保育所の直営を堅持、継続するなど適切な対応を行うものとする。

(3) 職員の処遇

正規職員については免職を生じさせないことを基本とする。

(4) 民営化の手法

公立保育所の民営化の手法には、設置主体は自治体のままで運営を民間に委ねる公設民営方式と設置主体を民間に移管する民設民営方式がある。

公設民営方式には、国津保育所のように保育業務のみを委託する方法や施設の管理運営全般にわたって民間業者等にも委託できる指定管理者制度等があり、民間のノウハウを活かしながら特色ある保育所運営が期待できる。

一方、箕曲保育園のような民設民営方式では、それらのメリットに加え、公設の保育所には対象とならない国・県負担金の補助

対象となり、運営にかかる財源の確保がしやすいことや、延長保育や夜間保育など多様化する保育ニーズに対して、迅速に対応することができる等のメリットがある。

このことから名張市においては、民設民営方式を基本的な手法として民営化を推進していくこととする。

(5) 民設民営にした場合の土地・建物の移管方式

土地については無償貸与。

建物については、無償譲渡とする。

建物の耐久年数が経過するまでの間については、日常的な修繕については移管先の負担とし、費用のかかる大規模改修等については国からの交付金と名張市からの補助金により対応する。

ただし、平成 14 年度に建て替えを行った名張西保育所のように新しい施設については、移管先との交渉により決定することになる。

6 . 保育所運営者の選定について

(1) 保育所運営者の選定に係る基本方針

次の項目に当てはまる社会福祉法人又は学校法人であることを前提とし、さらに、別途定める保育所運営にあたっての必要条件を満たす者の中から運営者を選定するものとする。

市内で運営実績のある社会福祉法人又は学校法人とする。なお、市内に適切な法人がない場合は、市外法人も加えることとする。

保育所運営に対する熱意と見識を有すること。

財務状況が良好であること。

移管保育所の職員採用計画等について具体性があり、かつ経験年数のバランスが考慮されていること。

名張市の保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。

運営者の選定にあたっては、公募を行い選定委員会において理念や経営実態について審査・検討のうえ、決定するなど透明性を

確保した適切な方法により運営者を決定する。

(2) 保育所運営に係る条件

基本的事項

- ア．児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）その他関係法令・通達を遵守すること。
- イ．事業実施内容について名張市への報告と、立ち入り調査等について協力すること。
- ウ．名張市があらかじめ認めた実費徴収以外の費用負担を保護者に求める場合は、運営委員会の承認を得るなど保護者の理解を得ること。
- エ．延長保育料の額や徴収方法については、名張市と協議のうえ決定すること。
- オ．名張市と締結する各契約事項等については、信義誠実の原則に基づき履行すること。

保育内容・保育所運営

- ア．保育内容については、保育所保育指針（平成 11 年 10 月 29 日厚生省児童家庭局長通知）を基本とし、児童の発達を考慮した適切なものとなっていること。
- イ．園行事への取り組みに計画性・継続性があること。
- ウ．安全・衛生管理に十分な配慮がなされていること。
- エ．給食の献立・調理方法等が適切であるとともに、アレルギー等の除去食を完全実施すること。
- オ．名張市の指定する特別保育（延長保育・産休明け保育・障害児保育・休日保育・一時保育等）を実施すること。
- カ．日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）以外は休所しないこと。
- キ．定員の弾力的運用を行うとともに、月途中の入所に応じること。
- ク．保護者の保育に関する意向や育児相談等に積極的に対応すること。
- ケ．地域活動（老人会や小・中学生との交流等）を積極的に行うこと。
- コ．地域における子育て支援に積極的に取り組むとともに、園庭開放を実施すること。

- サ．移管決定後から、名張市・移管先法人・保護者代表・地域代表の４者からなる保育所運営委員会を設置し、よりよい運営に努めること。

職員配置

- ア．名張市が指定する引継ぎ期間において、当該保育所に勤務する予定の職員を配置できること。
- イ．施設長は児童福祉施設又は幼稚園で３年以上施設長又は幹部職員として勤務した経験を有する者、もしくはこれと同等の能力を有すると認められる者とし、移管保育所の専任とすること。
- ウ．保育士の３分の１以上は勤務経験が３年以上ある者とする
こと。
- エ．保育士の配置基準は名張市の基準どおりとすること。